

●2018年11月の長崎での第3回会合、本年3月の京都での第4回会合において、現下の状況において核軍縮を進めるための国際社会の取組に関する議論を行い、「京都アピール」を取りまとめ。

●4月16日、白石「賢人会議」座長から河野外務大臣に提出。政府として、4月29日からニューヨークで開催予定のNPT運用検討会議第3回準備委員会へのインプットを予定。

- 2020年は、核兵器不拡散条約（NPT）の発効50周年。NPTは、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用における国際協力のための国際的なレジームの礎石であり、集団的かつ世界的な平和と安全のための基本的なアーキテクチャの一つ。
- 2020年NPT運用検討会議を見据えて、「賢人会議」は、核軍縮のための状況が悪化の一途を辿り、それが国際の平和と安定を危険に晒していることを深く憂慮。
- このため、国際社会に対して、以下の点を再確認するよう要請。
 1. 核兵器の全面的廃絶を達成するという核兵器国の明確な約束は、依然として根本的なコミットメント。これは、全NPT締約国が同第6条の下でコミットし、NPT体制の三本柱の一つを構成。
- 以下の点を強調。
 2. より安定的で、安全で、繁栄した世界のための確固たる基盤は、以下のことを必要とする。
 - a) 監視・検証方法を含む、二国間・多数国間の核軍備管理条約及び協定を維持・堅持すること
 - b) 核軍備管理・軍縮条約及び協定の下での全ての義務及びコミットメントを果たし、不遵守や核兵器の近代化に関する懸念を解決するために既存のメカニズムを活用すること
 - c) 議論における礼節と尊重を再構築し、核軍備管理及び脅威削減に関する協力の慣行を取り戻すこと
 - d) 各国が核軍縮措置を履行することに役立つ革新的な考えを育み、また対立する当事者間の相互理解及び協力を育む際の市民社会の貢献を尊重すること
- 2020年NPT運用検討プロセスの間に、以下を提案。
 3. 核兵器国が、「P5プロセス」を通じて核兵器国間で、また、これと並行して2020年NPT運用検討会議において非核兵器国に対して、核ドクトリン、抑止政策、リスク低減措置及び安全保証に関して更なる説明及び情報共有を行うこと。

- さらに、以下を提案。
4. NPT非締約国を含む全ての国は、核脅威の削減、信頼・安全保障醸成措置及び核軍縮検証に取り組むフォーラム及びプロセスに貢献し、必要に応じてそれらを発展させる。
 5. 各国間の信頼と安心の促進、国際的な安全保障の向上のために、核兵器を保有する全ての国は、
 - a) 核兵器を保有する他国の戦力態勢に関し安全保障上の懸念を説明・議論しなければならない。
 - b) 自国の核政策及び戦力態勢が、適用可能な国際法、特に国際人道法に合致しているか、またどのように合致しているかをさらに説明し、明確化しなければならない。
 - c) 国際的な法的拘束力のある核不拡散義務に鑑み、可能な限り、核兵器、兵器利用可能な核物質及び関連インフラの保全・安全を確保するための措置を履行しなければならない。
 - d) 透明性、核兵器不使用における予見可能性及び信頼性を向上させるための、また核軍縮を進展させるべく核軍備管理を再活性化するための措置に合意し、履行しなければならない。
 6. 全ての国は、核兵器の輸送・配備・使用から生じる第三国及びその人々へのいかなる損害に対しても当該国に説明責任及び法的責任を負わせるメカニズム／措置を検討すべき。
 7. 核兵器国及び非核兵器国は、NPT及び非核兵器地帯条約の締約国である非核兵器国に対する法的拘束力のある安全保証の実現を促進すべき。
 8. 核兵器禁止条約に関する立場の大きな相違が存在するものの、全ての国は、核軍縮を進展させるために相互に関与すべき。
 9. 全ての国は、核兵器への依存が低減された、もしくは核兵器がない状態で、いかに平和及び安全を維持し得るかを示すための措置をとるべき。
 10. 全ての国は、新たな技術がいかに戦略的安定を複雑化させ、核兵器使用の危険を増大させるかについて評価し、それを防ぐための措置をとるべき。市民社会はこれらの努力に貢献すべき。
 11. 全ての国は、包括的核実験禁止条約（CTBT）を支持し続けるべき。CTBTの附属書二に掲げられている発効要件国のうちの残り8か国、特にCTBTに署名しているが未批准であるNPT締約国の4か国は、CTBTに署名・批准すべき。
 12. 「賢人会議」は、2019年11月にNYにおいて開催予定の、中東非大量破壊兵器地帯の創設に関する会議の招集を歓迎し、全ての関係国に同会議への参加を慫慂。
 13. 全ての国は、国連事務総長の「軍縮アジェンダ」を支持すべき。